

2022年9月1日

関係各位

ペットベスト少額短期保険株式会社
保険管理人弁護士 松永 崇
同公認会計士 泉 範行

管理命令処分について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、2022年9月1日、関東財務局から、保険業法第242条に定める保険管理人による業務及び財産の管理を命じる処分（以下「管理命令処分」といいます。）を受け、これにより、弁護士松永崇及び公認会計士泉範行が当社の保険管理人に選任されました。

当社は、これまで、長期間にわたる恒常的な保険金等の支払遅延等のために、関東財務局より業務停止命令及び業務改善命令を受けてきましたが、いまだにその状況が改善されず、かつ、保険金支払いのための資金調達の予定が立っていないことなどから、「その業務の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがある」として管理命令処分を受けた次第です。

当社は、管理命令処分を受け、当面の間は、新たな保険契約の募集及び締結並びに契約更新、保険金・返戻金支払い等の業務を停止させていただきますが、今後は、保険管理人による管理のもと、保険金の支払遅延を解消するため、速やかにスポンサーを選定し資金面及び経営面での支援を受けるべく、最善を尽くして参ります。引き続き、当社の状況へのご理解・ご協力を宜しくお願い申し上げます。

なお、当社のホームページに、「今後の保険契約の取扱い等とQ&A」を掲載しておりますので、ご参照ください。また、管理命令処分の詳細については、以下の関東財務局のウェブサイトをご覧ください。

<https://lfb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/pagekthp027000009.html>

皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白